

環境影響評価審査会 総会 会議録

- 1 日 時 : 令和2年3月9日(月) 10時00分～11時55分
- 2 場 所 : 神戸市教育会館404号室
- 3 議 題 : 環境影響評価指針の改正について
- 4 出席委員 : 服部委員(会長)、山下委員(副会長)、遠藤委員、沖村委員、小谷委員、川井委員、近藤委員、住友委員、田中委員、中畠委員、中野委員、西田委員、西村委員、花田委員、三橋委員
- 5 兵 庫 県 : 環境管理局长、環境影響評価室長、審査情報班長他係員2名
水大気課、温暖化対策課、環境整備課、自然環境課
- 6 資 料 :
 - 資料1 兵庫県太陽電池発電所設置への対応(環境保全面)
 - 資料2 環境影響評価指針の改正案の概要
 - 資料3 これまでの総会での主なご意見と対応案(環境影響評価指針関係)
 - 資料4 環境影響評価対象事業の追加並びに環境影響評価指針の改正について(二次答申)
 - 資料5 小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針(案)
 - 参考資料1 環境影響評価対象事業の追加並びに環境影響評価指針の改正について(諮問)
 - 参考資料2 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の概要
 - 参考資料3 主務省令改正案(経産省)
 - 参考資料4 環境影響評価対象事業の追加並びに環境影響評価指針の改正について(一次答申)
 - 参考資料5 環境影響評価条例施行規則の改正の概要
 - 参考資料6 法令による区域指定等
 - 参考資料7 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例パンフレット
 - 参考資料8 太陽光発電施設の設置等に関する基準
 - 参考資料9 太陽光発電の環境配慮ガイドライン案(環境省)
 - 参考資料10 小規模太陽電池発電所への対応関係資料
- 7 議事概要

<議題について、事務局から資料1から4により説明。>

[質疑]

(委員)

新たに追加された用語、項目として、重要な地形及び地質があるが、何を持って重要とするのでしょうか。資料4の2ページで、国では、地形・地質にも、植物・動物にも「重要な」とは特に書いていません。しかし、資料4の別添の2ページで、県は今回、地形・地質にだけ「重要な」をつけることとしています。なぜ、地形・

地質だけ「重要な」を入れるのでしょうか。「地形・地質」という表記でよいのではないのでしょうか。重要でなければ、地形・地質は見なくてもいいのでしょうか。
(事務局)

地盤（土地の安定性）と地形・地質が重複しているのではないかと、ややこしいのではないかとすることがあり、地形・地質はもともと学術上価値のある重要なもの想定していることから、「重要な」という冠をつけました。

(委員)

そうであれば、何々においてというのを明確にしないと、ここでいう「重要な」という表記だけでは不自然な気がします。

(事務局)

前回の総会で播磨臨海地域道路をご審査いただいた際に、地形・地質の例として、小赤壁とか、いなみの台地の海岸段丘とかがありましたので、そういうイメージから考えておりました。重要な地形・地質という表記が、玄武洞のようなものをイメージできわかりやすいと考え、今回追加する案とさせていただきます。しかし、ここだけ「重要な」とすると、他とのバランスもありますので、地盤と地形・地質が別のものと分かるのであれば、外す方向で修正させていただきたいと思います。

(委員)

資料4の別紙の5ページの(3)廃棄物のところです。これまでと違って、事業終了時の予測が入ったということはわかります。ここには量的と修景、森林回復のことが書かれていますが、太陽光発電施設特有の環境に及ぼす影響の特徴として、水没しても日光が当たると発電して感電を起こすとか、発電が続いて発火に至るなどがあります。適正処理と一括して抽象的に言うだけでなく、例えば、5ページの下から2行目の「予測にあたっては」のところで、「施設特有の環境影響に留意して」という言葉を一言入れておくべきだと思います。太陽光発電施設は他の施設とは全く違う特有の特徴がありますので、有害物質のこともあります。感電リスクもあるということで、「施設特有の環境影響に留意して」という言葉を入れればと思います。

(事務局)

そのように修正いたします。

(委員)

資料2の4ページの反射光のところ、別表第4の【評価】で「大部分の地域住民の日常生活において支障がないこと」とありますが、大部分のというのは人の数のことですね。10軒あって8軒は反射光が当たらないが、2軒は当たっていいという解釈にもとれます。資料4の5ページの反射光のところ、「まずは保全対象施設等からパネルが見えないことを第一とし、見える場合でも、」と書かれていますが、私は反射光というのは少しでも当たったらだめだと思います。ですので、壁を建てるなりをして、反射光が届く家があるのであれば、絶対当たらない、見えないという形にしないとイケないと思います。よくマスコミでも反射光のことが出ています。光があたり影響があるからです。そのようなことを考えたときに、この環境保全目標では、大部分となっており、反射光が当たってもいいというようにもとれ

ます。そうとれないような表現にならないでしょうか。壁を作るなりして、太陽光の反射光が家にあたらないように考えてもらったらいいと思います。

(事務局)

資料4の28ページをご覧ください。反射光と日照の考え方をあわせましたという説明をさせてもらいました。ただ、反射光が入って部屋の温度が上がるということもありますので、文言修正について検討したいと思います。反射光が、一軒の家だけに数分間だけかかると言うようなケースも考えられますので、少し考えさせていただきます。

(委員)

目安みたいなものがあるのであれば、それを示したら良いと思います。一軒の家に数分間だけ反射光があたるという場合も、太陽の角度によっても違うと思いますので。この環境保全目標の表現だと、大部分とあるので、曖昧すぎると思います。

(事務局)

場所、緯度経度、地形、高低差によっても違いますので、今の表現だとケースバイケースということになってしまいます。資料4の28ページで、反射光と日照とを同じ表現にしていたのですが、反射光の「大部分」という表現を削除し、アセス時のシミュレーションの結果で影響を見て、問題となるのであれば、知事意見の段階で厳しいの意見を出す方法もあると思っています。

(会長)

今ここで判断できないのであれば、また検討していただければと思います。

(委員)

反射光の影響というのは、今まで実際アセスをやった時は、鳥への影響というのが議論にのぼって、営巣しているところにあたれば希少種が来なくなるとかというようなことが議論されたことがあります。今まで、あまり影響の実例があるかないかという判断が出ていないので何とも言えませんが、生態系になるのか動物になるのかはわかりませんが、生物への影響も入れておかないと、逆に生物多様性のところで話を出しにくいと思います。もうひとつ、反射光の場合は現状で見えていなくても、手前の木を切れば見えるようになるケースもおそらくあると思います。将来の周辺地形、植生の細かい変化も踏まえてというようにしておかないと、大きな木が一本枯れたら丸見えになるなど、場所によっては考えられますので、先ほどの点も含めて確認していただければと思います。

(会長)

反射光については、まだ問題があるようですので、生態系の問題を含めて検討していただくようお願いいたします。他に何かありませんでしょうか。

(委員)

生態系への影響は、エビデンスが海外にはたくさん事例があります。アクアティックインセクツという本の中に、ソーラーパネルというチャプターがあるくらい、海外では深刻な問題になっています。一文でいいですので、生態系、動物、植物のところに引き継げるようにしていただければ、鳥、両生・は虫類、昆虫、特にトンボに対しては明確なエビデンスがありますので、そこは触れていただければと思い

ます。反射光ですが、景観との兼ね合いがあるのが、つながりが少し見えにくいところがありますので、特に可視、不可視頻度というのは、もともとの環境省が出しているアセスの技術指針の中に、人触れ分野でしっかり入っていますので、そこに引き継がれれば可視、不可視というところと連動してきますので、住友委員がおっしゃったような形のところの議論にスムーズにつなげて、立体的に解決する方法があるのではないのでしょうか。そうすると今までの人触れの分野で扱えるようになるのではないのでしょうか。見えないとか書いていますが、そういう言葉ではなく、今までアセスで使っている可視、不可視という言葉をきっちりと活かすのがいいのではないかと思います。

それとは別に気になったのが、土地の安定性として地盤というのが加わっていますが、これは太陽光だけでなく、例えば風力というものにもかかってくるのでしょうか。あくまで太陽光だけのものなのでしょうか。もう一点は、ソーラーパネルの種類が非常に増えてきていて、ソーラーシェアリングという形で、農地上で太陽光発電するタイプがあります。これもアセスの対象となってくるのでしょうか。あるいはそれは面積があっても例外になるのでしょうか。ソーラーシェアリングをどう扱うのでしょうか。

もう一点、排水のところですが、排水をよくするということが濁水をそのまま勢いよくどこかに流すということなので、水質対策ということが課題になってきます。実際、訴訟になっている事例で一番多いのは濁水ですから、濁水対策については、排水のところにあわせて濁水と一言、書いておいていただければと思います。

(会長)

今の委員のご意見を踏まえ少し追加していただければと思います。

(事務局)

ソーラーシェアリングに関してですが、アセスの面積要件は、5haとしていますので、それ以上であればアセスの対象になります。それから土地の安定性につきましては、太陽光だけではなく他の事業でも該当してくる可能性があります。

(委員)

廃棄物処理で、事業終了後のアセスをするとなっています。アセスでは事後監視というのがありますが、事業終了後に事後監視をするというのは、どういうふうにすると考えていますか。

(事務局)

事後監視は、通常、工事着手から供用後3年程度までということで行います。例えばごみ焼却施設では施設完成後3年という考えになりますが、太陽光発電の場合は新しい考え方になります。事業終了後に行うというのは、今回初めてのケースになります。経産省の考え方として、太陽光パネルを設置し、事業を行い、発電事業を終了した後も予測して下さいということかと思いますが、県の考え方としても事業終了後に事後監視で確認を行えるよう、対応を考えてみたいと思います。

(委員)

事業者からしたら事業が終わった後のことになるので、強く言わないとなかなかやらないのではないかという懸念があります。

(事務局)

廃棄については、事業が長期間にわたりますので、その間もちゃんと引き継がれるのかという懸念もありますので、きちんと引き継いでいくように、廃棄だけでなく、維持管理も含めて引き継いでいくように指導していきたいと思います。

(委員)

事業を終了してパネルをしたあとに森林に復旧してくださいとしたときに、借地の場合は、土地所有者が、別の事業者を引き継いで一旦撤去した場所でまた太陽光をやる場合や、そのまま木がない状態にしてほしいと希望する場合があるかもしれませんが、事業者は何ともできないというケースもあると思います。事業終了の定義が難しいと思います。つまり、売電が終わった時点なのか、施設が撤去された時点なのか、次の土地の利用方法が決まった時点なのか、いくつかのステップがあるので、今考えられる案の中で、いくつかケースを想定して対応を考えていただければと思います。特に一番ありそうなのは、持ち主が別の事業者がやるので放っておいてくれと言われ、そのまま放置されて、何年も更地になるというケースが想定されます。パネルの品質が良くなっていけば、更新して事業者が入れ替わるということも起こると思うので、かなり複雑になるのかと思います。

(委員)

事業終了の考え方については、平成 30 年の環境省の環境影響評価法の技術検討の中でもはっきり結論が出ていなくて、事業者からの意見もたくさん出ていて、現状では、平成 29 年 3 月の総合政策局の考え方というところに整理されているだけです。法的制約はないのですが、そこの考え方を、県としても技術指針に入れるのか、そうでなく別出しで考え方として継続して示すのかというところの判断になるので、4月1日までの間に早急に結論を出すのは若干厳しいのかなと思います。

(会長)

他にご意見はありませんでしょうか。それでは、いくつか重要なご意見をいただきました。答申案の取扱いにつきましては、今いただいた委員からのご意見を踏まえて事務局で修正案を作っていただきたいと思います。修正案の確認につきましては、各委員と事務局が調整していただき、その後、私の方で最終確認をしたいと思います。最終確認が終わりましたら、審査会の運営規則に基づきまして、答申とさせていただきますことよろしいでしょうか。それではそのように進めます。

<その他として、事務局から資料 1 及び 5 により、小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針案について説明>

[質疑]

(会長)

兵庫県はため池が多いということで、非常に重要なため池というものはアセスにかからない規模もあり、何とかできないかということで、小規模太陽光発電所に関

する自然環境調査指針を作っていました。

(委員)

言葉の定義ですが、ため池の改変というのはどういうものでしょうか。何を持って改変と判断するというのがどこかに明確にあるのでしょうか。ただ浮かしているだけのものが改変になるのでしょうか。

(事務局)

ため池保全法と、ため池保全条例があり、その改変と同じと考えています。ため池の底に杭を打つなどの行為が許可の対象となりますので、基本的に太陽光を設置するという場合には改変にあたると考えています。

(委員)

ため池の中に杭を打たなくても、外からワイヤーで浮かべることができます。昔そういう実験をしたことがあります。その辺が混乱しないように、今まであまり考えていないパターンの施設ですので、その辺を留意していただければと思います。

(委員)

規模について、現状はどのくらいの規模が多いのでしょうか。開発許可では、基準を決められると基準よりも少しだけ小さくして逃れようとする例があるのですが。

(事務局)

太陽光条例については平成 29 年度に施行されていますが、2 年間の実績では、自然改変に該当しそうなものは年間 30 件ちょっと発生するような想定です。FIT 認定情報を確認しますと、11 月末現在の認定状況で見ますと二百八十数件ありました。これらが全部事業化するのかわからないということと、個人名で認定をとられている方がいらっしゃいます。個人の方は連絡先がわかりませんので、それらを除いた 201 件に対して通知する予定です。

(副会長)

対象ですが、太陽光条例と連動させるということですが、調査指針の対象はこの第 3 条で読むということですか。そうすると、太陽光条例の施行規則の変更と指針の制定とは両方しなければならないということでもいいですか。もうひとつ、3 条の第 2 号のその他知事が定めるものというのは、念のための規定で今は考えていないということでしょうか。それと、太陽光条例の事業計画届に指針に基づく調査結果報告書が添付されていないと行けないというのは規則で定めるのでしょうか。運用で行くのでしょうか。

(事務局)

太陽光条例は、風力発電所と太陽光発電所を対象としています。風力発電所の施設基準には自然環境（動植物）が既に入っています。太陽光発電所の施設基準には入っていないので、今回、こちらに動植物を入れることとなります。太陽光条例の審査の中の添付書類の記述としては、現在、自然環境に係る添付書類として、自然環境に係る報告書とは書いていません。風力でもそういう状況になっていますので、今回、太陽光の施設基準に入れるにあたり、添付書類の記述は「その他知事が定める書類」と施行規則に明確に書かれていますので、これで読んでいくことにな

ります。

(委員)

指針を制定することの説明としてですが、基本的には環境省の法改正にあたっての基本的事項の中で、簡易アセスの推奨というのはCHAPTERを設けて書かれています。平成9年の改正の時から、規模要件にこだわらず、アセスの法枠組を柔軟に活用するということが書かれていて、それに基づいてこれがやられており、兵庫県独自に言い出したわけではありませんという理論的な武装がいます。

これに対しては非常に抵抗される方がたくさんおられると思います。この規模になると、社団法人や個人、農業法人が行う場合もありますので、そういったことも踏まえて、しっかり法枠組で、どういう風に対応できるのかということをお答えできないと、出さなくていいのではと言われたときに答えにくくなりますので、理論的な背景をしっかりとっておいた方がいいと思います。それと、見本的なもの、自然環境のこのようなものといった事例を示さないと、周辺などどれだけ調べればいいのかわからないので、できればサンプルケースを1個か2個、今後用意していた方がいいと思います。それと、提出された調査結果報告書ですが、これについての保管や活用はアセスの報告書に準ずるとして取り扱うのでしょうか。それとも、あくまでもこの中でということで規定は定めないのでしょうか。例えば、兵庫県が使いたい場合に著作権の問題が発生するので、それは指針の中で書かれていませんが、県が政策に活用できるのでしょうか。それとも、条例そのものがそういうものだから書かなくていいとも思いますが。現に、環境影響評価のアセス図書については著作権の問題で、未だに解決がなされないまま、二次利用できない状態が続いています。この部分を明確にしておかないと、市町が使いたくても使えない、事業者から公開しないでといわれたことがあると思いますので、このあたりは整理が必要だと思います。

(会長)

今後の問題としていろいろ提案していただきましたので、検討していただけたらと思います。調査についてですが、レッドデータブックに基づくとなっておりますが、レッドデータブック自体に、いろいろな種のリストは入ってくるのですが、場所の特定がぜんぜんされていません。ため池の場合、調査されている先生方は場所に関してもご存じのはずですので、生態系レッドデータブックを充実して、場所の特定の情報を出して、ここは非常に貴重なものがあるから事業が難しいということをおあらかじめ提案するということが非常に重要と考えます。今日は自然環境課も来られているので、ぜひ、生態系レッドデータブックを作り直すということをお来年度でも考えていただければと思います。

以上